

- 今回の制度改正は、権利者の利益の保護と利用の円滑化のバランスに配慮する観点から、権利者のみならず幅広い教育関係者の意見も聴きつつ取りまとめたものであり、制度上の差異を設けることとなるとしても、最も望ましいバランスの取れたものと考えている。(参考資料2参照)
- 教育現場に新たに追加的な負担を生じさせるものではなく、現在必要となっている権利処理に係る手続的負担の大幅な軽減につながり、学校等の遠隔教育を含むICT活用の推進に資するものと考えている。
- 学校では、現在、教科書以外の学校で使用する教材や、ICT関係のハードやソフトウェア等、教育上の効果と費用のバランスを勘案して必要と認める場合は経費を支出している。補償金が必要であることが直ちに遠隔教育推進の妨げとなるものではなく、額の水準や料金体系等が適正か否かが重要であると考える。
(参考資料1参照)
- 法案の具体的内容は現在検討中だが、補償金制度は、
 - ①ワンストップサービスの実現等により教育機関の手続き的負担を軽減すること、
 - ②私人の財産権であることを踏まえ原則として両当事者の意向を尊重すること、
 - ③制度の適正運用を確保するため、国が一定の責任を果たすことを可能なものとする方向で検討している。
- 上記の検討中の仕組みを、今回の法改正の趣旨を踏まえ、適正な形で運用することにより、学校におけるICT活用教育の推進に努めてまいりたい。
- その際、今回の法改正の意義や内容等について、学校関係者にしっかりと周知し、理解を求めるとともに、今後の本補償金制度に関する具体的な制度設計の内容や、各学校における本補償金制度の活用ニーズ等も踏まえ、必要な支援の在り方についても、検討をしてまいりたい。
- あわせて、教育の質の向上の観点から今後一層重要となる学校におけるICT活用について、端末・ネットワーク等の環境整備や、優れた指導方法の開発・普及などの取組をより積極的に進めてまいりたい。